

令和5年12月4日

対馬市議会議長 初村久藏様

産業建設常任委員会

委員長 坂本充弘

委員会調査報告書

会議規則第106条の規定により、委員派遣を要求し承認されていましたが本委員会の調査について、その概要を同規則第110条の規定により報告します。

「調査概要」

1. 期 日 令和5年11月6日（月）～8日（水）
2. 場 所 大村市役所
株ミライステラス（長崎県佐世保市）
株道の駅むなかた（福岡県宗像市）
3. 調査事項 大村市役所：屋外広告物の規制について
株ミライステラス：設立経緯・趣旨について ほか
株道の駅むなかた：設立経緯について ほか
4. 出席者 坂本委員長、糸瀬副委員長、船越委員、脇本委員、
小島委員
5. 説明者 大村市都市整備部都市計画課 帯山 武敏 課長
大村市都市整備部都市計画課 田渕 真也 係長
株ミライステラス 代表取締役 前田 晴郎 氏
株道の駅むなかた 代表取締役 中野 和久 氏

「調査内容」

【調査先1】大村市役所 11月6日（月）午後1時30分～

対馬市内、特に金石城跡周辺の屋外広告物については規制が行われていないため城下町としての景観が損なわれかけている。このため既に景観条例及び屋外広告物条例を制定している大村市を訪ね調査を行いました。

①屋外広告物条例制定に至った経緯について

昭和24年6月に屋外広告物法が公布され、昭和39年7月、長崎県屋外広告物条例が制定されました。平成12年3月に大村市都市景観条例を制定、同年11月に大村市都市景観基本計画が策定されました。平成14年4月には県から長崎県屋外広告物条例の権限が移譲されました。平成16年6月、景観法公布。平成23年4月、県と協議の上、大村市が景観行政団体に移行し、平成24年5月、大村市景観計画策定に着手(2か年)、そして、平成27年3月に大村市景観計画に基づく景観形成の取組を一体的に推進するため大村市景観条例・大村市屋外広告物条例が制定され、同年4月より大村市景観計画が策定されました。

直近の経過として令和2年5月、大村市景観計画改訂に着手し、令和4年1月、新大村駅市有地開発事業における優先交渉権者を決定、同年9月西九州新幹線(長崎～武雄温泉)開業、同年12月、大村市景観計画が改訂されました。そして、令和5年7月、大村市屋外広告物条例施行規則が改訂されております。

②大村市屋外広告物条例の特徴について

大村市屋外広告物条例の特徴は、大規模な広告物に対する色彩基準を適用しているということで、大規模な広告物の地色(文字以外の部分)の面積の3分の2以上は彩度の基準を満たさなければならないとされています。また、禁止地域・許可地域も区分され、許可地域は第1種から第3種までで、総量規制がそれぞれ50㎡以下、100㎡以下、規制なしとなっており、許可地域ごとの色彩基準も色相(マンセル値)と地色の彩度が決められています。

③重点地区選定の過程とその規制地域を線引きするにあたっての基準について

大村市では、「大村市景観計画」との一体的運用による実効性を強化するため、重点地区を選定し、規制地域を線引きしています。

大村市景観計画の理念は、「市民をつつみ込む”のびのび””ひろびろ”とした海と山が連続する大村の景観づくり」とし、基本目標は①自然が織りなす景観を守り、育む。②地域の歴史・シンボルの継承と創造。③多彩で楽しさを実感できる生活景観づくり。④市民、事業者、行政の責任と協働による景観まちづくり。が掲げられております。景観計画では景観類型別に8区分に分類されており、景観拠点（公園や神社などの点的な景観資源）、景観軸（幹線道路の線状の景観）景観エリア（歴史的な町並みが残るエリア等）で面的な景観で類型ごとに基本的方向が定めてあり、それに基づく取り組みを進めています。

④条例施行後の進捗状況（具体的事象）と効果及び今後の方向性について

条例施行後、全ての広告物につき色彩基準を適用したことにより、既存広告物で色彩基準に適合しないものが増加してしまったとの説明がありました。（令和4年度（施行規則改正前）の違反広告物318件のうち色彩基準不適合は295件）

新規の許可申請については基準に適合したものは許可期間が3年間ですが、既存広告物で基準に適合しないものに関しては、更新申請とあわせて是正計画書を提出していただき、是正時期・是正内容を確認した上で許可を1年間としています。申請者は申請回数と申請手数料が増となるデメリットが発生してしまうため、違反広告物の是正は徐々に進んでいるということでした。

令和4年度末の屋外広告物の台帳に登録されている件数が未申請件数も含めて1,679件、うち未申請が205件残っている。このような不公平状態は解消しなければならないため、今後は是正指導を強化し、景観形成を進めるためにもアプローチをしていかなければならないと考えている。是正指導の対応人員の不足や実態の把握、一斉調査ができていないことによる未申請案件が課題であるとの説明がありました。

委員から城下町の風情を損なう広告についての対応についての質問があり、大村市では色彩基準の適用により地色や彩度について相手方事業所と協

議し、是正していただいているとの回答でした。（事例紹介）

【調査先2】(株)ミライステラス 11月7日(火) 午前10時50分～

日本の美しい景色や文化が残る棚田。この棚田で共に作物を育て共に恵みを分かち合う全員参加型の取組をしている佐世保市鹿町町の(株)ミライステラスを訪ね、代表取締役、前田晴郎氏の説明を受け意見交換を行いました。

(株)ミライステラスは、令和4年3月28日に設立され、資本金は1,700万円、事業内容は、棚田シェア(自給自足のシェアリングエコノミー)の運営及び農作物加工品の販売で、棚田を舞台に自然循環に則った原体験を提供し、棚田の関係人口を増やすことで「人と自然の調和のとれた世界を創る」ことを理念としています。

棚田の農業の課題としては、高齢化による人手不足、生産効率が悪い、棚田で活動される方の高齢化が挙げられます。

自給自足シェアがもたらす利益は、生産物のみによる農業経営に依存しないため収穫量や品質、災害による大きな影響を受けないこと。関係人口が増えることにより高齢化や担い手不足の問題を解決する。文化も共有されるため文化継承にもつながるということでした。

会員制を導入しており、会員は現在70世帯でほとんどが佐世保市内の方です。会費は月に2,980円で、会員証の発行(1世帯利用可能)、棚田でのフリーパス(遊び放題・道具使い放題)、棚田での恵みを毎月お届け、イベント・講習会での割引、棚田で採れた野菜はみんなで食べる(BBQ可、持ち帰り可)などの特典があります。

自給自足シェアでの活動を始めたことにより今まで50年間無耕作だった田を畑に復活できたこと、住民以外ほとんど出入りがなかった棚田に訪れる人や地域文化を学ぶ人が増えたこと、会員が自主的に草刈りなどの作業を始めたことなどが活動事例となっています。棚田の自然を使って遊んだり、トラクターに乗って体験したり、竹の工作物を作ることもできます。

棚田の管理については、カメラを搭載したドローンを活用し棚田の状態を把握しています。現在使用している棚田の地権者は約30世帯で、ドローンを使用する際の上空の飛行にも合意していただいているということでした。

また、「空の道」をつくるプロジェクトとして土地所有者が所有地の上空をドローン事業者(株)トルビズオン)に対して ”シェア” できる仕組みを構築、上空シェアリングサービス「sora : share」を進めています。

棚田は周りに民家・人が少なく、ドローンを飛ばす場所としては最適で人口密集地で飛ばすよりも安全に実証実験できるため、安全性の確認と認知をしながら、人口密集地にも手を伸ばしていくように取り組んでいる。使用するドローンは高度と距離、GPS情報を記録できるため、その記録を利用し誰でも使用できる仕組みを作っており、これができると空に高速道路ができるイメージで、地権者にもお金を落とせるような、地域の自治会にお金が入るような仕組みを作り運用したいとのことでした。

委員から棚田での堆肥については何を使用しているのかという質問があり、堆肥は牛糞を使っていると回答がありました。また、猪や鹿の被害についての質問で、被害は出ている、棚田の上の方にワイヤーメッシュを張っている。景観のこともあり棚田の中には張れないという回答がありました。その後ドローンの模擬飛行を見学させていただきました。

【調査先3】(株)道の駅むなかた 11月8日(水) 午前10時50分～

12年連続九州で売り上げ1位を誇る(株)道の駅むなかたを訪ね、代表取締役、中野和久氏の説明を受け意見交換を行いました。

「道の駅むなかた」は、福岡県で10番目に開設した施設で、全国白砂青松百選にも選ばれた樹齢200年以上の黒松が5キロにわたって続く「さつき松原」と隣接。平成29年にユネスコ世界文化遺産に登録された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の一つである宗像大社が近くにあります。

施設は、観光物産館及びレストランが平成20年4月に開館、観光物産館別館(パン工房等)が平成26年4月開館、観光おみやげ館が平成30年4月開館、芝生広場・多目的広場・ペットふれあい広場が同年10月に供用開始されております。駐車場は大型車26台、普通車365台(うち身障者用6台)、出品者用が18台で県内最大規模の駐車場台数を誇ります。

運営は(株)道の駅むなかた(平成27年4月1日社名変更)で、資本金は500万円、宗像市商工会・宗像観光協会・宗像農協・宗像漁協・宗像市が

それぞれ20%を出資しております。取締役は6人で、各団体から1人ずつ出され、中野氏が出資団体以外の代表として取締役となり、代表取締役に就任しています。

出品者の資格については、宗像市または福津市に住所或いは事務所(事業所)を有する者(個人または団体)、国税及び地方税の滞納がない者(個人または団体)、当該事業所の代表者が居住する市町村の市町村税の滞納がない者で出品者には「市税の滞納がない証明」の提出を義務付けています。

出品物の審査基準については、農水産物が宗像市または福津市において生産・水揚げされたもの、加工品は①宗像市または福津市において製造・加工されたもの(原材料の生産地は問わない)、②宗像市または福津市において生産等された原材料の大部分を用いて製造・加工されたもの、工芸品は宗像市または福津市において工作されたもの、その他「出品資格審査委員会」を設置し、出品資格審査基準に基づき出品者の決定を行うことになっています。

出品者の利用料金は、①基本料金が1,030円(年間)で、②加算料金として宗像市内に住所または事務所(事業所)がある方で常温による出品物の販売(野菜・果物等)は12%、冷蔵・冷凍ケースの利用による出品物の販売(鮮魚・肉・弁当・惣菜等)は14%、福津市内に住所または事務所(事業所)がある方はそれぞれ宗像市民よりも2%の加算をしています。

観光物産館の売上状況については、平成26年の18億4,700万円をピークに減少傾向となっており、令和2年は更にコロナ禍の影響で14億2,700万円に落ち込みました。令和4年は16億2,160万円の売上で、60万9千人の客数となっています。部門別での売上は、農産物が4億1,473万円、海産物が5億7,040万円、畜産物が8,365万円、加工食品が3億5,860万円、酒類が1,495万円、菓子・パン類が1億3,792万円、その他が4億1,035万円となっています。

利用者の動向を探るため令和元年11月にアンケート調査を実施したところ、宗像市民の利用は23%、地域外が77%となっており、地域外では主要地区の福岡市・古賀市・福津市・糟屋郡・遠賀郡・北九州市若松区・八幡西区で37%、その他福岡県32%、県外8%となっています。大都市から1時間以内の立地条件にあるのが幸いしているということでした。年齢

別では39歳以下が12.1%、40代が12.5%、50代が18.3%、60代が24.9%、70代以上が32.2%となっています。決済については、各種キャッシュレス決済に対応しており、各種SNSで情報発信をしているということでした。また、イベントを年間通じて開催しており、「道の駅むなかた my 道(まいど)」という情報誌を年4回発行、旬の達人の技やフェアの特集記事を掲載しているという説明でした。

委員から施設自体は何処の所有になるのかという質問があり、市の所有で備品等の故障などが発生したときは市の予算で対応すると回答がありました。また、駐車場を含めこれだけの広大な土地も市の所有になるのかという質問に、土地も市の所有で福岡市と北九州市の大都市の中間に位置している。生鮮魚介類を調達する玄界灘からも近く立地条件としては最高の場所となっているという回答でした。

今回は3か所の現地視察調査をいたしました。本委員会としましてもさらなる調査研究を重ね、対馬市発展のため努力していきたいと思います。

以上、産業建設常任委員会の調査報告といたします。

①大村市役所



②(株)ミライステラス



③(株)ミライステラス



④(株)道の駅むなかた

